

岐阜県警察訓令第8号

各所属長

岐阜県警察情報処理能力検定に関する訓令を次のように定める。

平成15年4月30日

岐阜県警察本部長 山本 博司

岐阜県警察情報処理能力検定に関する訓令

岐阜県警察情報処理能力検定に関する訓令（平成5年岐阜県警察訓令第19号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、岐阜県警察に勤務する警察職員（以下「職員」という。）の情報処理能力検定（以下「検定」という。）について必要な事項を定め、もって職員の情報処理に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

（検定の級位）

第2条 検定の級位は、初級、中級及び上級とする。

2 検定の対象となる知識及び技能は、別表の左欄に掲げる検定の級位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

（検定の実施）

第3条 検定は、毎年1回以上行うものとする。ただし、上級の検定については、警察庁長官が行う検定によるものとする。

2 検定の受検申請は、情報処理能力検定受検申請書（別記様式第1）により行うものとする。

（合格証書の交付）

第4条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、検定に合格した職員（以下「合格者」という。）に対して、合格証書（別記様式第2）を交付するものとする。

（合格者台帳への登載）

第5条 本部長は、合格者を合格者台帳（別記様式第3）に登載するものとする。

（特例措置）

第6条 本部長は、初級及び中級に相当する知識及び技能を有すると認める職員については、検定を免除し、当該級位の検定に合格したものとして合格者台帳に登載することができるものとする。

（補則）

第7条 この訓令に定めるもののほか、検定の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

2 本部長は、その指定する職員に、検定の実施に関する事務を行わせることができるものとする。

附 則（平成15年岐阜県警察訓令第8号）

1 この訓令は、平成15年5月1日から施行する。

2 改正前の岐阜県警察情報処理能力検定に関する訓令の規定に基づき交付された合格証書は、この訓令の規定に基づき交付された合格証書とみなす。

附 則（平成28年岐阜県警察訓令第20号）

この訓令は、平成28年5月9日から施行する。

附 則（平成30年岐阜県警察訓令第11号）

この訓令は、平成30年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

級位	知 識 及 び 技 能
初級	<p>1 岐阜県警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年岐阜県警察訓令第15号）第2条第5号に定める警察情報システムの基本的な操作に必要な知識及び技能</p> <p>2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システムの基本的な操作に必要なもの</p>
中級	<p>1 情報処理に関する技術を利用して業務改善を実施するために必要な、又は上司の指導の下、警察情報システムを設計、開発、整備及び運用するために必要な知識及び技能</p> <p>2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、業務で利用するソフトウェアの応用並びに警察情報システムの操作についての職員に対する指導及び教養に必要なもの</p>
上級	<p>1 自ら警察情報システムの設計、開発、整備、運用、管理及び監査が可能な知識及び技能</p> <p>2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システムの設計、開発、整備、運用、管理及び監査に必要なもの</p>

別記様式第1（第3条関係）

第 号 年 月 日						
岐阜県警察本部長 殿 所属長						
情報処理能力検定受検申請書						
階級 (職名)	氏 名	生年月日 (年齢)	受検級位	情報処理関係 の資格の有無	現取得級位	職員番号

(注) 用紙規格は、A4判とする。

別記様式第2（第4条関係）

第 号 合 格 証 書 階級 氏名 年 月 日 情報処理能力検定 級 に合格したことを証する。 年 月 日 岐阜県警察本部長 氏 名 印
--

別記様式第3（第5条関係）

合格者台帳

証書番号	所属名	職員番号	階級	氏 名	級位	合格日